

○本山町出合いのきっかけ支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本山町補助金交付規則（昭和54年3月31日規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、本山町出合いのきっかけ支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 こうち出合いサポートセンター（以下「センター」という。）が運営する「高知で恋しよ！！マッチング」（以下「マッチングシステム」という。）に登録する者に対して、予算の範囲内において入会登録料を補助することにより、出合いのきっかけづくりを推進することを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の第1号から第4号に該当し、かつ、第5号または第6号に該当する39歳以下の者とする。

- (1) 本山町に住民基本台帳が登録され、現に居住している者。
- (2) 本山町の町税等の滞納がない者。
- (3) マッチングシステムに登録されている本人であること。
- (4) 本山町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則第2条第2項第5号イに規定する暴力団員、同条第2項第5号ウに規定する暴力団員等ではない者。
- (5) 令和7年4月1日以降にマッチングシステムに初めて登録された者。
- (6) 令和7年4月1日以降にマッチングシステムに再登録された者。（ただし、過去にこの補助金を交付された者は除く。）

(補助金額等)

第4条 補助金の額は、補助対象者が支払った入会登録料と同額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助対象者が補助金の交付を受けようとするときは、第1号様式による補助金交付申請書（以下「申請書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) センター発行のマッチング会員登録証（申請日時点で有効なもの）の写し
- (2) 入会登録料の支払いを証する書面（領収書等）
- (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、第2号様式による補助金交付決定通知書(以下「決定通知書」という。)を補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第7条 前条の規定による決定通知書の交付を受けた者(以下「交付決定者」という。)が、補助金の交付を受けようとするときは、第3号様式による補助金交付請求書(以下「請求書」という。)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する請求書を受理したときは、交付決定者に対し、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 町長は、第1項の規定による取消しをしたときは、第4号様式による補助金交付決定取消通知書により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第9条 補助対象者は、町長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、第5号様式による補助金返還命令書により町長が指定する日までに速やかに当該補助金を返還しなければならない。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。